

令和元年 12 月 4 日

許可業者の皆様

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

年末年始期間の安全運転等の徹底について(通知)

すでに11月11日付けで全許可業者あてに安全運転の徹底について通知を行ったが、11月に東成区において死亡事故が発生した。交通事故は誰もが故意に起こすものではないが、重大な交通事故を引き起こすと被害者・加害者双方の人生を変えることになる。

交通法規を遵守することによって、交通事故のリスクは確実に軽減でき、特に速度超過、信号無視、逆走、一旦停止無視、歩道走行は絶対にすることの無いよう従業員に徹底すること。併せて、従業員の体調管理には十分に配慮すること。

交通量が増える年末年始に向け、大阪市の許可を受けている事業者として、一般廃棄物収集運搬業は公共性が非常に高い事業であり、市民の快適な生活環境の維持に資する業務であることを認識したうえで、下記「平成31年度交通事故撲滅に向けた重点目標」についても、各許可業者において再度従業員へ周知徹底することにより、交通事故防止及び夜間・早朝の収集作業における騒音対策などに万全を期すよう通知する。

なお、万一、一般廃棄物収集運搬業において交通事故が発生した場合は、人命救助を第一に適切に対応するとともに、当課あて速やかに報告するよう申し添える。

【平成31年度交通事故撲滅に向けた重点目標】

- アルコールチェック、免許証の確認など始業前点呼を励行すること。
- ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。
- 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- 歩道への乗り上げ、車両の逆止めを行わないこと。
- かもしれない運転（危険予測）に努めること。